

(仮称) 情報共有と市民参加のルール条例施行規則 (素案)

(趣旨)

第1条 この規則は、(仮称) 情報の共有と市民参加のルール条例(平成17年条例第〇号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めます。

(公募の基本原則)

第2条 条例第13条第1項に規定する公募についての基本原則は次のとおりとし、応募する者は審議会等委員応募申込書(第1号様式)に必要事項を記載し、市に提出しなければなりません。ただし、必要に応じ、小論文等の提出を求めることがあります。

- (1) 公募の対象者は、原則として年齢は問わないこととし、その対象条件はその都度定めます。
- (2) 公募の期間は、やむを得ない理由がある場合を除き1月以上とします。
- (3) 公募委員の選考は、申込書等の書類選考とし、市が決定します。

2 市は、委員の公募に当たって次の事項を条例第9条第1項に規定されているいずれかの方法で周知します。

- (1) 審議会等の名称及び設置目的
- (2) 申込者の資格
- (3) 公募人員
- (4) 選任の時期及び任期
- (5) 申込方法及び申込期限
- (6) 選考方法
- (7) 問い合わせ先
- (8) その他必要と思われる事項

(公聴会の運営に関する事項)

第3条 公聴会において公述を希望する者は、意見の要旨及び理由並びに市が指定する事項を記載した書面を、条例第20条第1項の規定により市が公表したところにより、提出しなければなりません。

第4条 市は、前条の書面を提出した者を公述人として決定するものとします。ただし、書面に記載された内容が、公聴会の対象となる事案に関係がないときは、この限りではありません。

2 前項の場合において、同じ趣旨の意見が多数提出されたときは、それらの意見を提出した者の中から市が公述人を決定します。

3 市は、前2項の規定により公述人を決定したときは、速やかにその旨を本人に通知します。

第5条 市は、必要に応じ、公聴会に学識経験者、市職員その他の者を参考人として招致することができます。

第6条 議長は、公聴会において、市仕事の原案に異議がある公述人から順に、その意見及び理由を陳述させることとします。

2 公述人及び参考人は、その発言に当たっては議長の許可を受けなければなりません。この場合において、議長は、発言時間に制限を設けることができます。

3 議長は、傍聴人の発言を許可することができます。

4 議長及び参考人は、公述人及び発言を許可された傍聴人に質問をすることができます。

5 公述人及び発言を許可された傍聴人は、事案の範囲を超えて発言することはできません。

6 公述人、参考人及び発言を許可された傍聴人は、事案の範囲を超えて発言することはできません。

7 公述人は、議長の承認を得て、陳述に代えて文書を提出し、又は代理人に陳述させることができます。

第7条 議長は、事案の範囲を超えて発言する者、不穏な言動をする者及び公聴会の秩序を乱す者に対して発言の中止又は退場を命ずることができます。

(条例見直しの提案方法)

第8条 条例第39条第2項に基づき、条例の見直しを提案しようとする者は、(仮称)情報の共有と市民参加のルール条例見直し提案書(第2号様式)に必要事項を記載し、市に提出しなければなりません。

附 則

この規則は、平成17年 月 日から施行する。